

重慶市高級人民法院の知的財産権侵害に対する損害賠償額の確定における若干の問題に関する指導意見

2007年4月26日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

重慶市高級人民法院の 知的財産権侵害に対する損害賠償額の確定における 若干の問題に関する指導意見

知的財産権の権利者の合法的權益を保護し、法執行の基準を統一し、権利侵害行為に制裁を与えるため、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國專利法」および最高人民法院による関連司法解釈の精神にもとづき、同市の審判実践を結合させ、知的財産権案件の審理における知的財産権侵害に対する損害賠償額の確定問題について、以下の通り意見を提出する。

第一条 人民法院は、権利侵害に対する損害賠償額の確定に際し、以下の方法を採用する

- (1) 当事者同士の示談による
- (2) 権利者の損失実額による
- (3) 権利侵害人が権利侵害行為から得た利益実額による
- (4) ライセンス使用料の合理的な倍数による
- (5) 法定の弁償額による

第二条 損害賠償額を確定する際の計算方法は、以下の順序に従うものとする。

- (1) 双方は訴訟過程において、あるいは訴訟外での示談により、損害賠償額を確定する。ただし、損害賠償額に関して訴訟前に双方の合意が成立しても権利侵害人が履行しない場合、あるいは、示談において、法律に違反し、自発的意思の原則に反し、権利者にとって明らかに不公平な事態が起こった場合、権利者は合意による制約を受けない。
- (2) 双方が示談による損害賠償金額を確定できない場合、権利者は、法廷での審理が結審する前に、法廷で確認された事実にもとづき、権利者の損失額あるいは権利侵害人の獲得利益額によって、損害賠償を請求することができる。いずれの方法にも関わらず、損害賠償請求額の計算は訴訟請求の増加・変更に当たらない。
- (3) 権利者の損失額と権利侵害人の獲得利益額ともにはっきり算出できない場合、人民法院は、ライセンス使用料の合理的な倍数に基いて損害賠償額を確定する権利を有する。
- (4) 参考となりうるライセンス使用料が存在しない場合、人民法院は法定賠償額による算出方法を採用する。

第三条 本意見第一条第2項で述べられた「権利者の損失実額」とは、権利者の現有財産の減少あるいは損失を指す以外に、権利者の獲得可能な利益、すなわち権利侵害行為が発生しなかった場合に権利者が得ることができた実利益の減少あるいは損失を指す。

第四条 獲得可能な利益の損失額は以下の計算方法にもとづき算出される。

- (1) 権利者の知的財産権価値の権利侵害行為発生前と発生後の差額。ただし、権利者は、価値の減少と権利侵害行為の間との因果関係を証明しなければならない。
- (2) 権利侵害行為によって権利者が被った正規製品の販売減少量または権利侵害製品の販売量と正規製品による単品利益との積により算出する。正規製品による単品利益がはっきりしない場合、権利侵害商品による単品利益を採用する。
- (3) 著作権侵害事件において、権利侵害人が新聞雑誌、図書出版、その他の類似方式によって権利を侵害した場合、国家の関連原稿料・印税規定を参照し、通常原稿料・税率の2-5倍の範囲で賠償額を確定する。
- (4) 権利侵害人の権利侵害行為によって、権利者が締結したライセンス使用契約やライセンス譲渡契約が履行不可能となった場合や通常履行が困難となった場合に予測される利

益に対する損失。

第五条 本意見第一条第3項で述べられた「権利者の損失実額」は通常、権利侵害製品の販売金額と権利侵害商品の単品利益との積で算出される。権利侵害製品による単品利益がはっきりしない場合、権利者の正規製品による単品利益を採用する。

第六条 本意見第四条第2項ならびに第五条で述べられた「正規製品による単品利益」とは通常、純利益を指す。純利益にもとづく計算方法による権利者の損失額補填が不可能な場合、人民法院は案件の具体的状況を考慮した上で、営業利益または売上益を適用する。いわゆる「権利侵害製品による単品利益」とは通常、営業利益を指すが、権利侵害行為が悪質な場合や権利者の損失がかなり大きい場合には、販売利益の適用も可能とする。

第七条 権利侵害人が獲得する利益は、権利者の知的財産権専有権による利益であることから、その他要因による利益は、権利侵害人の利益全体から除外する。権利侵害人がコスト、必要経費、その他の利益要因を証明できない場合、権利侵害行為による収入をそのまま権利侵害による利益と見なす。

第八条 専利権侵害案件で、権利侵害完成品の技術機能や鍵となる機能部品において権利者の専利権侵害が見られる場合、完成品による利益にもとづいて損害賠償額を算出する。権利侵害が完成品の補助機能部品だけに見られる場合、同部品自体の価値および完成品の利益全体に同部品が及ぼす影響など各要因にもとづき、弁償額を合理的に確定する。

第九条 専利権侵害案件のうち、パッケージ（包装物）が他人の意匠権を侵犯した場合は通常、パッケージ自体の価値およびパッケージが利益に及ぼす影響など各要因にもとづき、弁償額を合理的に確定する。パッケージが消費者の購入決定要因となり、販売とパッケージが切り離して考えられない場合、パッケージ製品の利潤にもとづき賠償額が算出される。

第十条 著作権侵害案件のうち、権利侵害人が権利者の作品を広告または商業利用に用いられ、権利侵害人の広告または商業行為が利益全体における補助的役割しか果たさなかった場合は通常、権利侵害人の広告または商業行為による利益はそのまま賠償額と見なされない。その場合、作品による原稿収入予想額あるいは業界内の一般的な著作権の基準使用料を基礎とし、作品の広告または商業行為の具体的な使用状況や広告・商業的効果の大小を考慮して、合理的な倍数を掛けるものとする。これにより確定した賠償額は通常、本意見第四条第3項で確定される賠償額より高くなる。

第十一条 著作権侵害案件のうち、権利侵害人はネットワーク配信方式で文字や映像作品を用いた場合、使用方法と目的に応じ、本意見第四条第3項または第十条にもとづき賠償額を確定する。

第十二条 本意見第五条にもとづき、権利侵害製品の販売量を確定する際、損害賠償の対象として計上される権利侵害製品は、すでに市場に入り回収不可能な販売製品とする。権利侵害製品の販売量の確定が不可能な場合は、権利侵害人が関連メディアを通じて販売プロモーションを行なった販売量を参考とする。

第十三条 販売許可を得ただけの製品や権利侵害通知を受けた製品を含む未販売の権利侵害製品は、使用や販売の禁止あるいは廃棄処分が権利侵害人に命ぜられる以外は通常、権利者の訴訟費用に対する合理的な賠償支払範囲にとどまる。

第十四条 権利侵害人の権利侵害行為が訴訟段階においても継続している場合、権利者は法廷での審理が結審する前に、証拠を添えて追加賠償額の請求を行うことができる。人民法院は、訴訟期間中に拡大する権利者の損失あるいは権利侵害人の利益増加も賠償範囲として考慮する。

第十五条 本意見第一条第4項に述べられた「ライセンス使用料」とは、紛糾発生前に権利者が関連専利、ブランド、作品を他人が使用することを許可した場合に、実際に受け取る料金あるいはライセンス契約にもとづき受け取る料金を指す。権利者は、ライセンス契約内容の真実性や履行状況について証明しなければならない。契約内容に真実性がないケースやライセンス使用許可が明らかに不合理なケースが審査過程で発覚した場合、それを算出の根拠とすることはできない。

第十六条 人民法院は、ライセンス使用料の倍数を確定する際、権利侵害人による違法使用がライセンス契約にもとづく使用状況と類似しているかどうかを考慮に入れる。これには、使用方法、使用期間、使用範囲、権利侵害の情状など各要素が含まれる。権利侵害人による権利侵害使用の範囲が比較的小さい場合、低い倍数が適用される。詐欺行為や何度も権利侵害を繰り返すなど悪質な行為については、高い倍数が適用される。ライセンス使用料の倍数は通常、1-3倍の間で確定される。

第十七条 本意見第二条第4項にもとづき、人民法院が法定賠償法を適用して賠償額を確定する際、権利者は、関連損失が客観的に存在したという事実の証明を提出するよう求められ、損失が及んだ大体の範囲について、合理的な説明を行わねばならない。

第十八条 人民法院が法定賠償法を適用して賠償額を確定する際、一般的には法定弁償の上限50万元までの範囲で検討する。権利者の損失あるいは権利侵害人の獲得利益が50万元以上である事実が証拠により証明される場合、具体的賠償額の確定は難しいが、人民法院は50万元以上の合理的な弁償額を確定することができる。

第十九条 人民法院が法定賠償額を確定する際や権利者が損失範囲の説明を行う際には、以下の要素を参考とする。

- (1) 予想する権利者の損失あるいは権利侵害人の獲得利益額
- (2) 同技術分野もしくは同業界における類似の専利・ブランド使用料および譲渡価格。一般的状況において他人が受け取るライセンス使用料または業界基準
- (3) 市場における同類製品・サービスによる一般的な利益
- (4) 専利、ブランド、作品の種類、知名度、市場価値、専利の清新性や創造性、ブランド認知度、作品の創造性など
- (5) 権利侵害人の主観的過失、権利侵害の方式、権利侵害期間、範囲、事後結果
- (6) 権利侵害行為の調査や制止のために権利者が支払った合理的な費用
- (7) 権利者の損失あるいは権利侵害人の獲得利益に影響を及ぼしうるその他要因

第二十条 下記の案件について、権利者は精神的損害賠償の請求を起すことができる。

- (1) 自然人（個人）著作権のうち、発表権、署名権、修正権、作品の全体維持権を侵害した案件
- (2) 自然人の著作隣接権のうち、演技者の身分権や演技者のイメージ保護やイメージ歪曲を阻止する権利など演技者の人身権を侵害した案件

第二十一条 人民法院は以下の要因を総合的に考慮した上で、精神的損害賠償の適用が可能かどうかを決定する。

- (1) 権利者の意思に大きく背くものかどうか
- (2) 現在の権利者の作品に表現されている精神がひどく歪曲されているかどうか
- (3) 権利者の名声や社会的評価に大きなマイナス影響をもたらされたかどうか
- (4) 権利侵害人がそれにより、大きな名誉や経済的利益を獲得したかどうか
- (5) 権利者のその他の精神的利益がひどく損なわれたかどうか

第二十二條 人民法院は、権利者の知名度、作品の知名度や価値、現地の社会経済状況、権利侵害人が犯した過失の程度、権利侵害の情状、影響が及ぶ範囲などの要因にもとづき、精神的損害賠償額を合理的に確定する。精神的損害賠償額は通常、最高 10 万元までとする。

第二十三條 権利者は精神的損害賠償を別途請求することも、財産権利の損害賠償と同時に請求することもできる。状況に応じ、後で権利者が精神的損害賠償を別途請求した場合、人民法院はその請求に対し、別途賠償額を確定する。

第二十四條 権利者が権利侵害行為を制止するための合理的な支出費用を損害賠償の範囲に組み入れる場合、合理的な支出を証明する証拠を提示しなければならない。人民法院は権利者が提示した各支出の合法性と必要性について審査を行い、確かに合理的な支出であると判断した場合、それは損害賠償の対象として認められる。

第二十五條 「合理的な支出」とは通常、以下のものを含む：

- (1) 合理的な弁護士代行費用
- (2) 権利者が証拠品として権利侵害商品を購入した場合の支出
- (3) 判決の根拠となる証拠の保全・公証に要する費用
- (4) 判決の根拠となる会計検査報告あるいは鑑定報告に要する調査費・鑑定費
- (5) 判決材料となる証言を行うために証人が出廷する際に要する交通・宿泊・食事代
- (6) 当事者および代理人による証拠獲得のための調査に要する交通・宿泊・食事代
- (7) 広告費用など、権利侵害によるマイナス影響を取り除くための必要経費
- (8) その他正当な費用

第二十六條 弁護士代行費用とは、弁護士に支払う、国家関連部門規定に合致した訴訟代行費用を指す。合理的な代行費を確定する際、権利者の訴訟内容に対する支持度や弁償実額に占める割合など各要因を総合的に考慮する。

第二十七條 作品のオリジナル原稿（原物）の紛失で起こした紛糾については、権利者は財産権の侵犯訴訟を請求し、権利者の直接的財産の損失に対する損害賠償以外に、権利者が著作権を行使できないことで被りうる損失も賠償範囲に組み入れ、権利者の受けた精神的損害も適宜考慮する。

第二十八條 「権利者が著作権を行使できないことで被りうる損失」は、下記の諸要因を総合的に検討し、権利者が著作権を通常に行使したことで得られうる利益にもとづき算出する。

- (1) 作品の表現内容が再現可能かどうかと再現の難度
- (2) 権利者が創作作品に注ぎ込んだ知的労働ならびに作品の独創性
- (3) 関連創作分野における作者の業績ならびに地位
- (4) 作者による同類作品に対する使用料の状況など

第二十九條 同一の権利侵害行為により、同一の権利者が異なる知的財産権を侵害された場合、権利者が選んだ訴訟にもとづき、人民法院は案件を合わせて審理し、或いは分けて審理することができるが、異なる権利侵害の事実に対し、別々に認定を行い、権利侵害人が重複して賠償

する結果を招く判決を下してはならない。損害賠償額を確定する際には、まず権利侵害人の違法所得を検討し、同時に権利者の請求にもとづき、権利侵害による損失が最も深刻なケースを算出の根拠とする。

権利侵害人は、同一の権利侵害行為における複数の案件ごとに、弁償に関する事実について証明を提示しなければならない。権利者の損失のうち、別案件で全額賠償を得られなかったものについては、その後の案件で賠償不足額の判決が下される。

第三十条 音楽番組（MTV）作品の著作権侵害紛糾案件のうち、制作者が単独で訴えた場合の各案件の具体的状況は、次の方法によって処理される。

（1）音楽番組作品の制作者が、作品の著作権人との間で取り交わされた作品の使用や報酬などに関する契約を証明できる場合、人民法院は著作権人の作品上演権費を賠償範囲に組み入れなければならない。ただし、権利侵害人が作品上映権費をすでに支払った証拠がある場合や、別の案件で同費用の賠償が行われた場合は除く。

（2）音楽番組作品の制作者が作品の著作権人に対する作品の使用や報酬に関する契約を証明することが不可能な場合、人民法院は制作者の被った損失に対して判決を下すにとどまる。

第三十一条 同一の権利侵害案件において、連帯責任を負うべき権利侵害人が複数存在する場合、権利者はそのうち一者のみを訴えることが可能で、人民法院はその権利侵害人が損害賠償の全責任を負う判決を下す。

権利侵害人は、同一の権利侵害の別案件において、権利者が他の連帯責任者の賠償を受けたことを証明した場合、人民法院は別案件における賠償額が権利者の損失を十分に補うものであるかどうかを審査し、本案件で訴えられた権利侵害人に対し、不足額についての賠償責任の判決を下すものとする。

第三十二条 本意見の説明責任は同院審判委員会にある。本意見と関連法律規定あるいは最高人民法院の司法解釈が矛盾する場合、関連法律規定あるいは最高人民法院の司法解釈を正確とする。

第三十三条 本意見は7月1日より施行する。